

工 事 設 計 書

課 長 所 長	係 長	照 査	設 計

年度	令和 8年度	設計年月	令和 年 月	工期	令和 9年 3月19日
事業名					
工事名	公共下水道計画管路内調査（その 7 7）委託				
工事場所	京都市中京区西ノ京船塚町 他 地内				
本工事費	円	工事価格	円		
		消費税等相当額	円		

積算基準	土木	植樹保険加入	不要
------	----	--------	----

京都市 上下水道局

設計内訳書（本01）

工事名	公共下水道計画管路内調査（その77）委託					事業区分 工事区分	下水道 管路	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	国費／単費
管路		式	1					
管路施設調査工(視覚調査)		式	1					
視覚調査		式	1					
マンホール目視調査		箇所	204					
本管TVカメラ調査工	陶管	m	3,512.3					
本管TVカメラ調査工	陶管以外	m	23					
管きょ内洗浄工		式	1					
管きょ内洗浄工		m	3,691.4					
水替工		式	1					
管きょ締切工		式	1					
報告書作成工		式	1					
報告書作成工		式	1					
仮設工		式	1					

設計内訳書（本01）

工事名	公共下水道計画管路内調査（その77）委託				事業区分 工事区分	下水道 管路	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要 国費／単費
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	63				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
安全費		式	1				
安全費		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

公共下水道計画管路内調査（その 7 7）委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管路内調査工一般仕様書（令和 3 年 7 月）（以下、「一般仕様書」という。）」の第 1 章第 1－2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書による。

2 管渠内調査項目

種 別	単位	数 量	摘 要
TV カメラ調査工（昼間）	m	3535.3	φ 800 mm未満
管渠内洗浄工（昼間）	〃	3691.4	〃
管渠内締切工	日	36	〃
マンホール調査工（昼間）	基	204	〃

以下に、口径別調査延長を示す。

口 径	単位	数 量	摘 要
φ 250	m	1683.4	TV カメラ調査工
φ 300	〃	1320.4	〃
φ 380	〃	531.5	〃

(1) 管渠内洗浄工

管路内に堆積物がある場合は、監督員との事前協議により設計変更の対象とする。
ただし、設計変更する場合は堆積量がわかる写真等の変更協議資料を作成すること。

(2) マンホール調査工

調査内容については、一般仕様書に定める様式の項目とする。
ただし、大規模なマンホール等については別途、協議によるものとする。

(3) 業務進捗報告

日々の作業内容がわかるように業務日報及び週間工程表を提出すること。

(4) 管路情報

調査表に記載する管路情報（土被り、管路延長、マンホール深さなど）については、現地実測値と下水道台帳値が比較できる資料を作成し、監督員との協議により決定すること。

(5) 陥没等の危険性がある管渠の報告

調査により、陥没等の危険性がある管渠を発見した際は、直ちに監督員へ報告を行うこと。

(6) 蓋のがたつき確認の報告

調査箇所全てにおいて、調査後に鉄蓋及びコンクリート蓋のがたつきがないかを確認し、有無を監督員へ報告を行うこと。また、調査に起因してがたつきが発生した場合は対応を行うこと。

3 調査時間

調査位置図によるものとする。ただし、作業時間を変更する必要がある場合は監督員との事前協議により設計変更の対象とすることができる。

4 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の有資格

ア 規制箇所次に掲げる路線を含む場合は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づき、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置すること。

【京都市内の交通誘導警備員 A（交通誘導警備員検定合格者）の配置箇所】

国道 1 号、国道 9 号、国道 24 号、国道 162 号、国道 171 号

府道梅津東山七条線（府道 113 号）

ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

イ 受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

(2) 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員との事前協議により設計変更の対象とすることができる。

作業内容	交通誘導警備員	編成	交替要員の有無
TV カメラ調査工	2 名／日	2 人：交通誘導警備員 B	無
管渠内洗浄工	2 名／日	2 人：交通誘導警備員 B	無
マンホール調査工	1 名／日	1 人：交通誘導警備員 B	無

5 出水期における調査の安全確保

出水期における既設の合流式下水道管や雨水路等の調査については、下記の安全対策を講じること。

- (1) 出水時期における既設の合流式下水道管や雨水路等の内部での作業は、できるだけ行わない、または、最小限の作業とすること。

- (2) 既設の合流式下水道管や雨水路等の内部での作業は、気象情報や降雨状況に注意し安全の確保に努めること。
- (3) 既設の合流式下水道管や雨水路等での作業は、集中豪雨が発生した際に作業員の避難方法（情報の伝達体制を含む）について業務計画書に記載し、全作業員に周知すること。
- (4) 既設の合流式下水道管や雨水路等に流水機能を阻害する構造物を設置しないこと。
- (5) 台風や夕立の際には突風や強風が発生することがあるため、調査機器や看板類等の転倒・飛散防止対策を行うこと。
- (6) 原則として以下のいずれかの場合には調査等を中止する。なお、具体的な安全対策等については、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」（国土交通省下水道部 http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000036.html）を参考にすること。
 - ア 当該作業箇所または上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合
 - イ 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

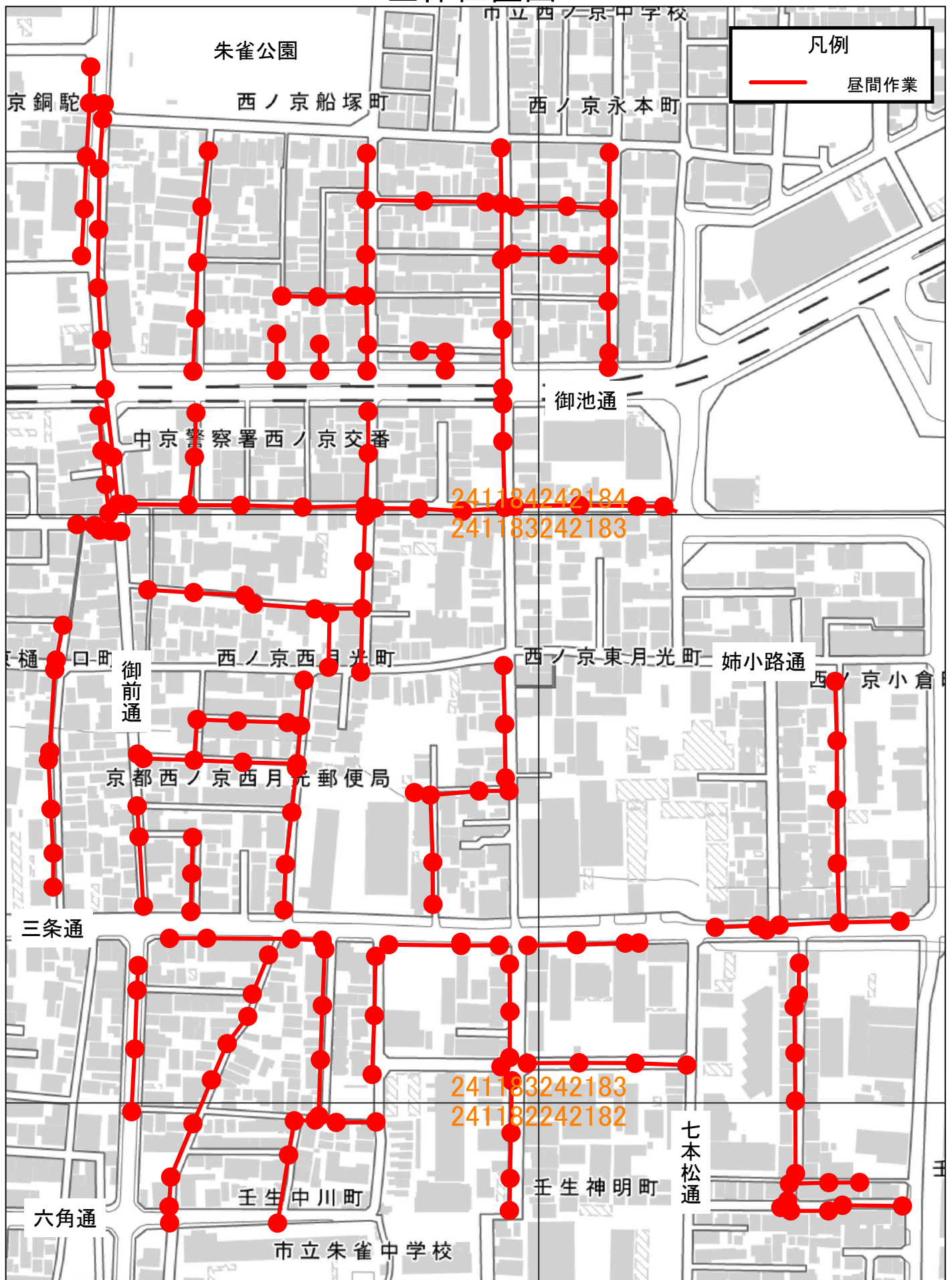
6 関係法令及び条例の遵守

受注者は、管路内調査業務の実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守しなければならない。なお、道路上での管路内調査作業に際しては、道路使用に係る申請を行い、許可を得ること。

7 労災保険に関する取り扱い

受注者は、法定外の労災保険及びその他の保険（これに準ずるものを含む）に加入し、その加入証書の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

全体位置図



背景地図出典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)